



長野県報

4月16日(月)
平成30年
(2018年)
第2966号

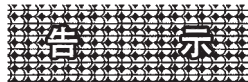
目次

告示

- 生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の休止の届出(地域福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(保健・疾病対策課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) 4
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為業務の不要の届出(介護支援課) 4
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 5
- 平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) 5

公告

- 随意契約の相手方の決定(建設政策課技術管理室) 6
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) 6



長野県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
認知症対応型通所介護	社会福祉法人ジェイエー長野会	長野県長野市南長野北石堂町1177番地3	宅老所そめや	長野県上田市古里2260番地18	平成30年2月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	天宝機械株式会社	長野県松本市島立1073-9	天宝薬局	長野県松本市島立1079-10	平成30年3月1日
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社いずみ	長野県諏訪市上川1-1544	小規模多機能居宅介護事業所 倶楽部 いずみ	長野県諏訪市大手二丁目17-2	平成30年1月5日

居宅介護支援	合同会社はやしや	長野県千曲市上山田温泉一丁目50番1	介護支援センターはやしや	長野県千曲市上山田温泉一丁目50番1	平成29年7月1日
通所介護 介護予防通所介護	特定非営利活動法人のんびり	長野県佐久市甲292番地1	宅幼老所のんびり	長野県佐久市上平尾1045	平成30年2月1日
通所介護	株式会社想礼優	長野県東筑摩郡朝日村西洗馬1617番地	デイサービスセンターサファイア	長野県東筑摩郡山形村字野際1261-1	平成30年3月1日
訪問介護	株式会社想礼優	長野県東筑摩郡朝日村西洗馬1617番地	訪問介護ステーションありがとう	長野県東筑摩郡山形村字野際1261-1	平成30年3月1日
居宅介護支援	株式会社想礼優	長野県東筑摩郡朝日村西洗馬1617番地	居宅介護支援事業所さんてらす	長野県東筑摩郡朝日村西洗馬1617番地	平成30年3月1日

地域福祉課

長野県告示第323号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	クォール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	クォール飯田北薬局	長野県飯田市大通1丁目19番1号	管理者 松田 共永	管理者 池戸 克明	平成30年 2月1日
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	クォール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	クォール松本薬局	長野県松本市中央2丁目5-20	管理者 村上 佐枝子	管理者 小島 佳奈	平成29年 10月1日
居宅介護支援	医療法人深聖会	長野県松本市南松本2丁目13番12号	医療法人深聖会 居宅介護支援事業所ひなた	長野県松本市小屋北1丁目16-33	長野県松本市小屋北1丁目16-33	長野県松本市南松本1-7-8	平成29年 6月19日
通所介護 介護予防 通所介護 通所型サービス	株式会社デルトラウム	長野県上田市材木町2丁目12番1	健康道場たんぼ	長野県上田市五加字宮原920-5	長野県上田市五加字宮原920-5	長野県上田市吉田305-9	平成25年 9月1日
通所介護 介護予防 通所介護 通所型サービス	社会福祉法人ハートフルケアたてしな	長野県北佐久郡立科町芦田720番地1	デイサービスセンターほほえみ	長野県北佐久郡立科町芦田720番地1	デイサービスセンターほほえみ 長野県北佐久郡立科町芦田720番地1	デイサービスセンターむつみ 長野県北佐久郡立科町芦田3731番地	平成28年 4月1日
居宅介護支援	株式会社ながでんウェルネス	長野県長野市東鶴賀町78番地	ながでんハートネット居宅介護支援中野	長野県中野市西一丁目1番1号	長野県中野市西一丁目1番1号	長野県中野市大字江部450-1	平成29年 5月1日

地域福祉課

長野県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス	社会医療法人恵仁会	長野県佐久市中込1丁目17番8号	ヘルパーステーション野沢	長野県佐久市野沢219番地17	平成30年3月31日

地域福祉課

長野県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	小諸市デイサービスセンター あさま	長野県小諸市耳取948番地1	平成30年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社飯田ひまわり企画	長野県飯田市鼎中平1884-1	かなえひまわり薬局	長野県飯田市鼎中平1884-1	平成30年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社上伊那ひまわり企画	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪11328-4	ソレイユ薬局	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	平成30年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社上伊那ひまわり企画	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪11328-4	けやき薬局	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪11328-4	平成30年3月31日

地域福祉課

長野県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人さかえ会さかえクリニック	中野市小田中213-1	平成30年4月1日
諏訪メンタルクリニック	諏訪郡下諏訪町東赤砂4705-2	平成30年4月1日
あおぞら薬局	長野市鶴賀西鶴賀町1565-1	平成30年4月1日
梓川ききょう薬局	松本市梓川倭2237-1	平成30年4月1日
稲里あおぞら薬局	長野市稲里町中央2-16-7	平成30年4月1日

かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884-1	平成30年4月1日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328-4	平成30年4月1日
さくら薬局松本笹部店	松本市笹部3丁目16-20	平成30年4月1日
ソレイユ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	平成30年4月1日
ともえ名古屋薬局	飯田市鼎名古屋2513番地1	平成30年4月1日
松村薬局	飯田市山本1649-3	平成30年4月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
びぜんや薬局 下伊那郡豊丘村神稲133-1	びぜんや薬局 下伊那郡豊丘村神稲3028-3	平成30年4月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
あおぞら薬局	長野市大字鶴賀西鶴賀町1565-1	平成30年3月31日
稲里あおぞら薬局	長野市稲里町中央2-16-7	平成30年3月31日
かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884-1	平成30年3月31日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328-4	平成30年3月31日
千寿堂高嶋薬局	松本市梓川倭2237-1	平成30年3月31日
ソレイユ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	平成30年3月31日
松村薬局	飯田市山本1649-3	平成30年3月31日
リブ訪問看護ステーション	駒ヶ根市飯坂1-17-12	平成26年12月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第329号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6条第2項の規定により、登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部 守一

(基準該当サービス（短期入所生活介護）)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった 年月日
社会福祉法人御代田町社会福祉協議会	社会福祉法人御代田町社会福祉協議会 ハートピアみよた	北佐久郡御代田町大字御代田1772 番地1	平成30年3月31日

(基準該当サービス(介護予防短期入所生活介護))

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
社会福祉法人御代田町社会福祉協議会	社会福祉法人御代田町社会福祉協議会ハートピアみよた	北佐久郡御代田町大字御代田1772番地1	平成30年3月31日

介護支援課

長野県告示第330号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳942の1、1282の64、1282の66から1282の69まで、1282の75、1282の78から1282の80まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第331号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年4月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7731の1・7746の4・7758の63(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、7746の6、7758の33、7758の35、7758の38から7758の40まで、7758の52、7758の53、7758の57、7759、7766の1、7766の2、8038の20、8038の24、8038の26

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、平成30年4月16日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

平成30年4月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県職員採用試験(大学卒業程度)の項中「**にあっては、**」の次に「**基礎能力検査及び**」を加え、「**英語試験**」を「**外国語試験**」に改め、同表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考の項中「**英語試験**」を「**外国語試験**」に改める。

人事委員会事務局